

会議結果まとめ

第4回京丹波町公共料金等審議会

日時 平成20年1月29日(火) 午前9時00分
場所 京丹波町役場議場
出席者 8名

1 開会

2 会長あいさつ

皆様おはようございます。第4回目の審議会を開催しましたところお集まりいただきありがとうございます。寒さ厳しい日が続いておりますが、お体には十分注意をいただきたい。

これまでの審議会におきまして、合併後も地域により異なっている下水道料金について、町の一体性の確保、負担の公平性の原則から、統合すべきであるという基本方針を決定いただきました。本日は、下水道の料金制度、特に従量制について議題とすることとなっております。前回に引き続き慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

3 報告

下水道関係条例(3条例)の一部改正について、水道課より内容説明。主に使用料の徴収に係る改正及び料金表の整理を行ったもの。委員より特に質疑等なし。

4 議題

(1) 京丹波町下水道料金の適正なあり方について

①使用料体系について

<担当課より前回審議会を受けて、事業所等の実態把握および井戸水(山水)等の把握について、資料をもとに説明>

(委員) 簡易水道(区内だけで運営)は山水になるのか?(使用料は区へ納入)

(担当課) そのような扱いになると思います。下水道の考え方からすると、排水として同様に取扱いをさせていただくのが妥当と考える。

(委員) 現状事業所や井戸水等の使用実態においては、従量制への移行に伴う課題は特にないように感じる。使用水量の把握について個別メーターの設置も検討されているとの事であり、現実的な使用体系であろうと思う。ただし井戸水等については実態把握や認定水量の基準などに課題もある。申告制とすることはやむを得ないが、年度途中における使用人数の増減については、申告される方・されない方があると思われるので、廃止等の場合を除いて基本的に(転出転入の多い)4月1日の人数を年間人数とする方がよいのではないか。またアンケートについて、井戸水等を畑などに利用されている場合もあるので、主な使用用途が分かるような設問があればと思う。

(担当課) アンケートについては設問内容等、具体的な実態把握ができる形を検討していきたい。

(委員) 下水道区域内の新規事業所等の対応について、何らかの条例等で明確に実態把握できることをしておく必要があるのではないか。

(担当課) 農業集落排水施設では工場排水等の接続はできないが、特定環境保全公共下水道においては、事前に実態や事業内容の聞き取りなどは必要と考えている。また個別メーターの設置については、事業所側にとっても利得となり拒否されることは少ないと考えている。

(委員) 個別メーターの費用について、概ねの価格等は？

(担当課) 明確な価格は不明であるが、メーターについては流量計を考えており、高額にならないもので考えている。新規事業所の場合、上水道メーターを分岐して設置することも可能かと考えている。

(会長) 委員各位のご意見から、井戸水等使用者への対応策や事業所の使用実態など資料提供いただいた上では、従量制として問題はないように思う。

審議会の方針として『採用すべき料金体系は、実際の使用水量に基づいて料金を設定する従量制とすることが適当である。』としてよいか？

<委員 承認>

②使用料で賄うべき範囲について

<前回資料における維持管理経費削減の取組みについて水道課より説明。>

(委員) 浄化槽の管理費について、1基あたりの経費が高くなっていると思うが。

(担当課) 5人槽で概ね年間6万円の経費がかかり、うち点検料が2万円、汚泥清掃料が4万円の費用がかかるが、浄化槽施設管理事業で浄化槽を受入れる場合、直前に汚泥清掃をお願いしており、平成16年度の事業開始時にはその汚泥清掃件数が少なかったと推測している。

<使用料で賄う範囲について、「下水道使用料算定の基本的な考え方」をもとに、維持管理費や資本費の試算及び設定料金の試算について水道課より説明。>

(委員) 地形的に建設費が高額となることはやむを得ないことで、地域の生活環境の確保という観点から考えてみれば、下水道事業は公共的要素があると思われるので、一定一般会計からの繰り入れ等により、下水道会計の運用を行なってもやむを得ないと感じている。全て使用料で賄えたらよいが、増額分を考慮すると（最大でも）維持管理費と人件費を賄う程度がよいのでは。料金設定においては独立採算の流れもあるが、（参考としても）他市町村にならうことはできないのでは。

(委員) 例えば共通管理費も企業論で言えば含めなければならないが、かなりの費用となり、本町の財政状況も考慮していかなければならない。住民に理解を得るために、維持管理費や資本費の全てを賄う場合など詳細な試算を示す必要があるのでは？一般家庭の平均使用料（使用料の実態数）も示しておかなければ住民に周知できないのでは。

(委員) 例えば1～10㎡までの使用世帯は概ね何人世帯か？

(担当課) 資料の件数は世帯数ではなく、調定件数であるので最大1世帯12か月分の使用水量の件数を取りまとめている。（上水使用水量では世帯人数は分からない）試

算では下水道使用者の上水使用水量の最大である 10 m³を基本水量とした。

(委員) 詳細な料金の設定まで決定するのか？

(事務局) 審議会の諮問内容からすると、料金設定をお願いするというより、どの範囲までの費用を使用料としていただくのが適正か、その方向性を決めていただくことが適当と考えている。審議会において検討する資料として具体的な試算をさせていただいて、方向性やまたその使用料体系への移行時期なども併せてご検討いただきたい。

(委員) 下水道は生活様式を改善するだけでなく、環境面でも大事な施設であり公共性の面からも、事業が運営できるように考えていかなければならない。

(委員) 昭和62年に出された「下水道使用料算定の基本的な考え方」について、新たな考え方の指針等はあるか。

(担当課) 現在もこの考え方である。使用料についてはあくまでも市町村単位で考えていくべきものと解されており、基本的には独立採算で運営していくことが望ましいとされている。しかし公共事業として考えていくなら、すべてを使用料で負担していくことはかなりの負担となり、予算上の措置（例えば一般会計繰入など）も検討が必要となるかもしれない。

(委員) 資本費のうち元本利子は使用料に反映させるものではないかと思っている。ただし相当高額となると推測されるが。

(委員) 住民の方は、安価な使用料を望んでおられ、下水道会計の独立採算は理解できるが、果たして住民にどう理解してもらえるかを考える必要がある。使用水量に見合う、又下水道施設の必要性を理解いただくために、料金体系をきめ細かに作成することが重要である。ただし具体的な使用料設定（金額）については、財政施策でもあり決定はできない。

(委員) 生活実態に応じた減免措置を考えておく必要があるのでは？具体的には下水道使用者の上水使用水量が0～10 m³の基本額については同一でもよいが、様々な生活実態もあるので（一人暮らし高齢者や井戸水等の使用者など）その代わり他の施策として軽減できないかを考えておく必要はないか。（福祉施策とするか、使用料減免とするかは別途）。

(委員) 下水道施設の公共性や重要性をどのように周知するかによって、住民側の理解も違ってくるのでは。

(委員) 仮に別途施策を検討する時、福祉施策として実施する場合は、一人暮らし高齢者だけでなく、障害者への対処も考えていかなければならない。使用料体系の中で考えていくべきである。

(担当課) 使用料の考え方と福祉施策的な考え方がリンクすることは困難。従量制になるとこれまでの定額制に比べ格差が出来ることとなり、公平性は確保されると認識している。料金設定については、全体的な施策の中で詳細を検討されるものかと考えている。委員さんのご意見を伺う中では、維持管理費については使用料で賄うべきであるが、全てを賄うことで高額となりすぎることも良くないと認識している。

(会 長) 審議会の意向として概ね方向性がまとまりつつあるように思うが、審議会で答申を作成するのか？

(事務局) 基本的には一定の方向性を決定いただき、それに基づき事務局・担当課で作成することとなる。

(委 員) 答申には高齢者等への配慮を文言として含んでおいたほうが良い。また資料として全てを使用料で賄う場合の試算額と、下水道使用者の上水使用水量が0 m³の割合を提示していただきたい。

(委 員) 調定件数を単純に12ヶ月で割り戻すと、世帯数になるのか？

(担当課) 世帯によって月ごとに使用水量が異なり、世帯の異動等もあるので正確な数値ではないが、概ねそうなると思われる(第2回審議会資料に使用水量別件数資料あり)。下水道使用料を変更する際、徴収システムも併せて変更していくこととなるが、その中で基本水量を8 m³とするのか10 m³とするかはこれからの試算で検討していく。なお維持管理費・資本費等全てを賄う場合の試算としては、15,747円/戸(約420%増)となる。

(委 員) 答申には施策を行なった上での、賄うべき方向性(維持管理費・資本費)ということも含んでもらったほうがよい。

(会 長) 本来賄わなければならない方向性を踏まえつつ、本審議会の方針としては、『使用料で賄うべき範囲を人件費を含んだ維持管理費とする。』とすることでよいか。

<委員 承認>

(会 長) その方向で事務局等で答申案の作成をお願いしたい。

(2) その他

(事務局) 第3回審議会の会議録の公開について内容等ご確認いただき、異議等なければホームページに公開させていただきたいこと、次回審議会について、下水道使用料に係る一定の答申案の素案を提示させていただき、ご意見を伺った後、次の課題として合併協議からの調整事項であります上水道使用料について、審議をお願いしていきたいと考えている。次回審議会の日程調整と併せて傍聴規程により次回審議会の公開・非公開についても協議をお願いしたい。

(会 長) 第3回会議録については公開してよろしいか。また次回審議会についても、原則公開してよろしいか？

<委員 了承>

(会 長) 次回は平成20年3月25日(火)の午前9時からでよろしいか？

<委員 了承>

5 閉会(副会長あいさつ)

下水道使用料について、3回にわたり審議を重ねていただき一定の方向性が出たと思いますので、次回はその取りまとめをお願いし、次の事項に進んでいきたいので、引き続きよろしく申し上げます。